

なくそう！歩きたばこ

4月1日から「仙台市歩行喫煙等の防止に関する条例」が施行されます

たばこの火の温度は、700度から800度と非常に高温です。歩行喫煙は、たばこの火によってやけどや衣服を焦がすなど、周囲の人々に被害を及ぼす危険性があるだけでなく、吸い殻のポイ捨てなど環境への悪影響にもつながる迷惑な行為です。市ではこれまで「歩行禁煙モデルストリート」を設定するなど喫煙マナーの向上を呼び掛けてきましたが、いまだ歩行喫煙の解消には至っていません。

市民の安全を確保し、誰もが安心して暮らせるまちを実現するため、4月から「仙台市歩行喫煙等の防止に関する条例」が施行されます。市・市民等・事業者それぞれが果たすべき責務を定めているほか、歩行喫煙による被害が特に発生する恐れがある区域を「歩行喫煙防止重点区域」（下図）に指定するなど、歩行喫煙を規制しています。

たばこを吸う場合は、灰皿のある喫煙場所を利用するなどマナーを守り、仙台を歩きたばこのない安全なまちにしましょう。

みんなで取り組む歩行喫煙防止

条例で定めるそれぞれの責務

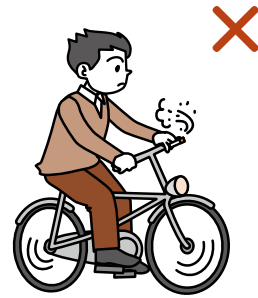
- 市の責務…歩行喫煙等を防止するため、市民等に対して啓発を行うなどの施策を実施する
- 市民等の責務…市内で歩行喫煙等をしないように努める。また、歩行喫煙等を防止するために市が行う施策の実施に協力する
- 事業者の責務…歩行喫煙等を防止するために市が行う施策の実施に協力する

どんな行為が対象？ 「歩行喫煙等」の例

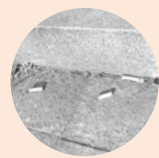
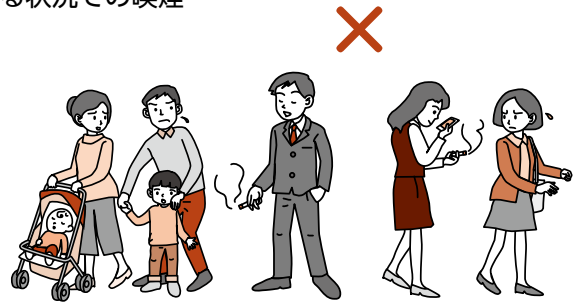
■歩行中の喫煙



■自転車や原付・バイクでの走行中の喫煙



■人混みや風の強い場所など、立ち止まったままでもたばこの火で周囲にやけどなどの被害が及ぶ可能性のある状況での喫煙

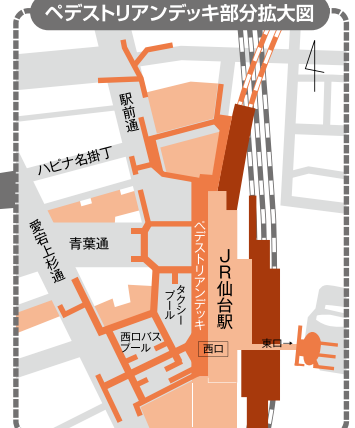
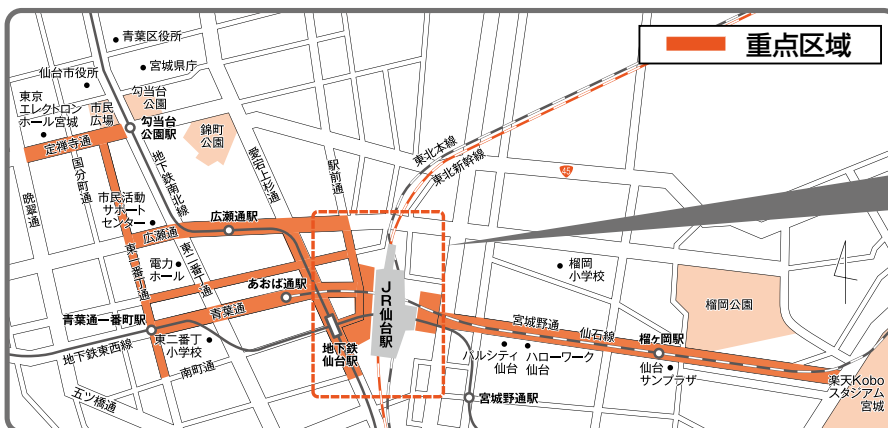


ポイ捨てごみで最も多いのは吸い殻！

昨年秋に行われた全市一斉「ポイ捨てごみ」調査・清掃キャンペーンでは、全体のごみのうち5割以上がたばこの吸い殻でした。歩行喫煙だけでなく、吸い殻のポイ捨てもやめましょう。

歩行喫煙防止重点区域（重点区域）

歩行喫煙の防止に重点的に取り組む「重点区域」では、歩行喫煙が禁止となります



この特集に関するお問い合わせは、市民生活課 ☎ 214・6148、FAX 214・1091